根拠法規:外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁:財務省

対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書

	務 大 体銀行経		殿																
() .	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,						報告年	月日	∃ :									
								報告											
											弥及 て	Ķ							
								代	表者	台の	氏名	1							
											f在地								
	職業又は業種																		
投融	資先法人	人名																	
(国	又は地域	成名)				責任者記名押印又は署名													
			()	_		担当	当者(の氏	名(氰	直話 番	号)							
						i													
1	報告事品	由の発	色生年	月日															
	(1) 証	譲	渡	金	額	譲	渡	数	量	譲	渡	の	相	手	方	(国	籍)
2	券																		
	譲渡																		
告																			
の	(2)貸付債権の放棄又は免除		放棄又は免除の金額																
内	付果																		
容	債は																		
4	権 免																		
	が除																		
	1	1																	
3	その他	の事	事項																

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

(日本工業規格A4)

「対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書」の記載要領

1. 報告の対象と報告を要する者

次に該当する取引を行った居住者。ただし、譲渡金額、放棄・免除額が 10 億円相当額未満<注 1 > の場合は、報告不要です。

- ―― 証券の取得時に、次の(1)、(2) に該当する届出書もしくは報告書の提出の必要がなかった取引については、本報告書の提出は不要です。
 - (1) 外国法人<注2>が発行した証券を取得した際に「対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書」(外為省令/別紙様式第17) を提出している場合で、当該証券を非居住者に譲渡した場合。
 - (2) 外国法人<注2>が発行した証券を取得した際に「対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書」(報告省令/別紙様式第16)を提出している場合で、当該証券を非居住者に譲渡した場合。
 - (3) 外国法人<注2>に対し期間1年超の金銭の貸付契約を締結し、当該貸付債権を放棄又は免除した場合。
 - <注1> 証券の譲渡については、時価が10億円相当額以上となる場合には本報告が必要です。時価の算出が困難な場合は簿価により報告の要否を判断して差し支えありません。
 - <注2> 本報告書での外国法人とは、次のa.、b.を指します。
 - a. 報告者の出資比率が 10%以上の外国法人
 - b. 報告者と報告者の 100%出資の子会社との出資比率の合計が 10%以上の外国法人 報告者が外国法人に対し直接出資していない場合は該当しません。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第10条第2項・同4項

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先 (窓口の場合): 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

(郵送の場合): 〒103-8660 郵便事業株式会社 日本橋支店私書箱 30号

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ

(2) 本報告書に関する照会先:国際局国際収支課外為法手続グループ

・フリーダイヤル 0120-79-6656

・ダイヤルイン 03-3277-2107

4. 報告書の提出期限

- (1) 個別取引の報告者:証券の譲渡日、貸付債権の放棄・免除日又は当該取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内(20日にあたる日が休日の場合はその翌営業日まで)。
- (2) 月中取引の一括報告者(下記7.(4)参照): 当該月の翌月20日(休日の場合はその前営業日まで)。
- ―― なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

5. 提出部数

1 部

6. 報告書の提出の要否を判定するために使用する換算レート

外貨建の取引金額を円換算する場合のレートは、外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」(譲渡日又は放棄・免除日の適用レート)を用いて下さい。

7. 記入の方法と留意点

報告書下部の記入要領および記入例も併せてご確認下さい。

(1)「報告年月日」欄

西暦により記入して下さい。日付は日本銀行に提出する日 (郵送の場合は発送日) として下さい。

(2)「責任者記名押印又は署名」欄

- イ.報告の提出について授権された責任者(報告者の内部規定に基き選定)が記名押印又は 署名して下さい。なお、責任者の選定にあたり部長等の役職の有無は問いません。
- ロ. 使用する印鑑は、報告者の内部規定に基づき決定して下さい。個人印(個人名の印)も しくは役職印(「経理部長の印」「代表取締役の印」等)のいずれも可能です。ただし、 社印(「○○株式会社」等会社名のみの印)の使用は原則認められません。
- ハ. 署名(自署)した場合は、押印不要です。

(3)「担当者の氏名(電話番号)」欄

- イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者(複数でも可)を記入して下さい。
- ロ. 電話番号は、できるだけ直通番号を記入して下さい。代表番号の場合は、内線番号、担 当部署を補記して下さい。
- (4)報告省令第10条第4項に基づき、一括して報告する場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しません。なお、一括して報告することができるのは、銀行等、金融商品取引業者及び所定の手続を行った届出者※に限られます(外為法55条の3第5項)。
 - ※ 報告省令第 6 条に基づき、自己の資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととしたい旨を財務大臣 に届け出た者をいいます。

8. その他留意点

取得時に「証券の取得又は譲渡に関する報告書」を提出した証券を、非居住者に譲渡する際は、本報告書ではなく、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」の提出要否を判断して頂くことになります。詳細は、同報告書の記載要領をご確認下さい。

記入例 1

根拠法規:外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁:財務省

対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書

財務 大臣殿

(日本銀行経由)

証券譲渡の場合:

アメリカの ABC Motor Inc. の株式を、ドイツの GAITAME Motor Europe GmbH に、2012年1月17日付で、EUR 21,750,000-で、譲渡した場合。

投融資先法人名 (国又は地域名)

ABC Motor Inc. (アメリカ)

報告年月日: **2012 年 1 月 20 日** 報告者:

氏名又は名称及び 株式会社 外為自動車

代表者の氏名 代表取締役社長 甲野 太郎

住所又は所在地<u>東京都中央区日本橋 1-1-1</u> 職 業 又 は 業 種 **自動車製造・販売**

責任者記名押印又は署名 **経理部長 乙川 次郎 ^印** 担当者の氏名 (電話番号) **丙山三郎 03-1234-5678**

譲渡対象となる株式の発行体の法 人名称および国又は地域名を記入。

譲渡日を記入 報告事由の発生年月日 2012年1月17日 (1) \mathcal{O} 譲 渡 余 額譲 渡 数 量譲 渡 相 手 方 (国) 籍 証 2 券 \mathcal{O} EUR 21, 750, 000-1.750株 GAITAME Motor Europe GmbH (ドイツ) 譲 渡 告 譲渡対価を記入 0 貸放 時価が10億円相当額未満の場合は報告不要。 付棄 ただし、証券の取得時に次の届出書・報告書の提出を要しない取引であった場合には、時価が 内 でする。 10億円相当額以上であっても報告不要。 容 対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書(外為省令/別紙様式第17) 権免 対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書(報告省令/別紙様式第16) の除 報告書の提出要否判定の際に、外貨建ての譲渡金額を円換算する場合のレートは、外為法第7条に定める「基準・ 裁定外国為替相場」(譲渡日の適用レート)を用いること。 3 その他の¶○ 譲渡契約通貨と送金通貨が相違する場合、譲渡契約通貨で記入。

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者 の氏名」欄を除き記入を要しない。 (日本工業規格A4)

記入例 2

根拠法規:外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁:財務省

対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書

財務 大臣殿

(日本銀行経由)

貸付債権の放棄又は免除の場合:

7メリカの ABC Motor Inc. に対する貸付債権を、2012年1月17日付で、US\$21,500,000で放棄又は免除した場合。

報告年月日: **2012年1月20日**

報告者:

氏名又は名称及び 株式会社 外為自動車

代表者の氏名<u>代表取締役社長 甲野 太郎</u>

住所又は所在地<u>東京都中央区日本橋 1-1-1</u>職業又は業種**自動車製造・販売**

投融資先法人名 (国又は地域名)

責任者記名押印又は署名 経理部長 乙川 次郎 ^印

ABC Motor Inc. (アメリカ)

<u> 担当者の氏名</u>(電話番号) **丙山三郎 03-1234-5678** 名称および国又は地

貸付先の法人名称および国又は地域名を記入。

						-				_									
1	報告事品	年 1	月1	7日		貸付債権の放棄又は免除日を記入													
	(1) 証	譲	渡	金	額	譲	渡	数	量	譲	渡	の	相	手	方	(国	籍)
2 報告	券の譲渡																		
_ロ	(2) 貸放		放棄又は免除の金額																
内容	貸付債権の放棄又は免除	US\$ 21,500,000- 放棄又は免除額を記入 10 億円相当額未満の場合は報告不要。 一報告書の提出要否判定の際に、外貨建ての放棄・免除額を円換算する場合のレーは、外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」(放棄又は免除日の適用																	
3	その他	の事	項					۲)	を用い 	100	_ と。 								

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者 の氏名」欄を除き記入を要しない。 (日本工業規格A4)